

第64回

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会

日 時：令和5年8月18日（金）
午後7時00分から午後8時00分まで
会 場：奈良市役所本庁舎 中央棟6階正庁

次 第

開 会

1. 審議事項

- ・奈良市クリーンセンター建設計画について

2. その他

閉 会

第64回 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会 会議録			
開催日時	令和5年8月18日（金） 午後7時00分から午後8時15分まで		
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 正庁		
出席者	委員	渡邊信久 委員長、安田美紗子 副委員長、田中啓義 副委員長、 鍵田美智子 委員、清水順子 委員、元島満義 委員、 森住明弘 委員、森田一成 委員、山口裕司 委員、 吉岡正志 委員、吉田隆一 委員【計11人出席】 (梅林聰介 委員は欠席)	
	事務局	仲川市長、真銅副市長、山口環境部長、上田環境部理事、 鈴木環境部次長、山岡総合政策部長、山森廃棄物対策課長、 西川クリーンセンター建設推進課長、平野クリーンセンター建設 推進課課長補佐 他	
開催形態	公開（傍聴人5人）	担当課	環境部クリーンセンター建設推進課
内容	1 奈良市クリーンセンター建設計画について 2 その他		
決定又は 取り纏め 事項	1 七条地区を候補地とすることについて、委員会は関与しない。 2 当策定委員会は解散しない。		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
<p>・市長より、クリーンセンター建設計画の策定状況及びひっ迫した現工場の老朽化と現況について説明。今後の事業の進め方及び当策定委員会のあり方や何を優先すべきかという論点についての意見をいただいたうえで、市として責任を持って事業を進めていきたい。</p> <p><七条地区での事業推進及び当策定委員会のあり方について、出席委員が順に意見を述べた></p> <p>・委員より、公害調停第1条の現地建替をしないという主旨について行政は、公害申請人の会との契約責任の元、最優先で守らなければならない。公害調停第2条について、七条地区と約束したわけではないので当該地区との契約責任はない。他方で、契約責任はなくとも人権侵害をしてはならず、公害の有無、300m以上離す必要性、養護学校の生徒の精神面での問題</p>			

など人権侵害がないことを総合的に議論していかなければならないが、七条地区をしっかりと考えていくことは意義があることだと思う。

・委員より、市長自身が決断しなければならない時期。現工場を安全に運転し続けるかが最重要。市民にとって本当に七条地区でいいのか、市長に間違いはないのか判断していただきたい。

・委員より、当策定委員会には荷が重すぎる問題であり、当策定委員会がこれまでできなかったことから、市長が判断すべき時期ではないか。

・委員より、七条地区を選定したのは市であるため、そのことに当策定委員会が意見することはなく、市が合意を得ればよい。当策定委員会の使命は終わっていないので今後も存続するものである。七条地区については、当策定委員会としては報告をもらう場でよいと考える。

・委員より、七条地区は奈良市が責任を持って、市長が進めていく問題。当策定委員会で議論すべきものではなく、報告事項という位置づけで今後関わっていくものである。

・委員より、七条地区を市長が不退転の決意で進めるのであれば、見守る。経過については、報告を受けるかたちでよい。当策定委員会のあり方については、一度区切りをつけるべきで、現地の方を入れた委員会に見直すということではないかと考える。

・委員より、全条項は遵守すべき、市民との約束との認識。公害調停第1条で移転すると規定されているはずが、第2条の300m条項を守らないのであれば再度左京での現地建替えてもよいのでは、という議論に跳ね返ってくる。当策定委員会の在り方については、今ほど高頻度ではなくても、進捗の報告を聞く場や専門家のアドバイスをもらう場という意味でも残していくことが必要。

・委員より、現施設の改修をしてから次のクリーンセンターにどうつなげていくかを考えていくべき。責任と覚悟を持って、現工場をどうしていくかを先に考えていただきたい。七条地区に道路を1本通したところで混雑の解消は考えられない。七条地区一辺倒の考えは見直し、これまでの4つの候補地を洗い直すべきではないかという意見もあることを取り入れてほしい。

・委員より、市長がここですというお願いをしに地元に出向かないと、進まない。七条地区で進めるのなら、地元の意見、思いを受け止めて、自分たちならこういうものが実現できるという対話の時間を持つべき。奈良市がここだという場所で進めて行ってほしい。当策定委員会のあり方については、解散してもよいし、報告の場を設けてもよい。新しい委員会を作り、今後の施設の内容等を発信、協議する場を設けるのも大切だと思う。

・委員長より、調停条項は中身を書きすぎていることから勇み足であったと思うので修正して

もいいのでは。

・委員より、当策定委員会は一旦冷却期間を設けるという理解で良いか。

⇒委員長より、七条地区については当策定委員会として介入は慎むべき。当策定委員会は跡地利用などを考えるべき。そのため、現状は冷却期間をおくというのはあってもよいのではと考える。

・委員より、七条地区について表立って当策定委員会が出るのは避けるべき。七条地区として決まった訳ではないが、監視するという意味で、軌道にのるまで見させてもらいたい。頻度が減っても当策定委員会は開いてほしい。

・委員より、調停条項第9条について、区域外処理や大規模改修の必要性など、今現場で起きていることは当策定委員会の協議事項にならないのか。

⇒委員長より、区域外処理の是非などをその都度、当策定委員会に諮る必要はないと考える。

⇒委員より、勇み足条項ということなら、冷却期間中に考え直すべきでは。

⇒市長より、現施設を改修しなければならないというのが目下の課題。当面の間の現施設運営を報告事項として対応は可能かと考える。

・委員長より、当策定委員会として七条地区について意見を言うべきではない。七条地区については、当策定委員会が報告をもとめるものではないが、お手伝いできることがあれば、手伝う。

<委員長による総括>

・委員長より、委員の総意として、七条地区を市が選んだのであれば是認するという姿勢であったかと思う。七条地区との対話の場に移転建設の当事者が入る当策定委員会が関与することはよくないのではと考える。当策定委員会は、制度上解散できないので、運営面で区切りをつけて落としどころを付けなければならない。

・市長より、現施設から移転を求める立場と新しく受け入れを検討する立場とのバランスをどう調整していくのが策定委員会の最も大きな課題であった。現施設の老朽化を鑑みると緊急事態であり、早急な大規模改修に取り組む一方で、引き続き七条地区で市・市長の責任で不退换の覚悟でやっていく、地元の意見を真摯に受け止めてやっていく思いである。

以上

資 料	<ol style="list-style-type: none">1. 次第2. 会場配席図3. 委員名簿4. クリーンセンター建設計画策定委員会規則5. 調停条項
-----	---